

(仮称)調布市民健康づくりプラン・調布市食育推進基本計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和5年11月9日(木)～令和5年12月8日(金)
- (2) 周知方法 令和5年11月5日号, 11月20日号, 12月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 調布市文化会館たづくり西館4階健康推進課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 子ども家庭支援センターすこやか, 青少年ステーションCAPS
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所健康推進課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 72件(22人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	3件
第1章「計画策定にあたって」に対する意見	3件
第2章「調布市の健康・食育を取り巻く現状」に対する意見	27件
第3章「計画の基本的な考え方」に対する意見	6件
第4章「施策の展開」に対する意見	22件
第5章「計画の推進」に対する意見	1件
その他意見	10件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 下記のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	<p>全般 調布市福祉健康部の皆様におかれましては、日々調布市民のために、こうした計画策定や地道な取り組みによりご尽力いただき感謝申し上げます。 一つ一つの施策が、直接褒められたり、ハコモノ建設のように目に見える物理的な形として表れにくかったり、指標となる数値に現れにくかったりなど、モチベーションの維持が難しい業務であるとは思いますが、調布市福祉健康部等公衆衛生にあたる部署の方々は、常に市民に寄り添った対応をしてくださっており、私ふくめ多くの市民が感謝しておりますので、引き続き頑張っていたきたいと思っております。 また、市長、副市長その他マネジメントにある職位の方々におかれましては、こまめな賞賛・表彰などにより現場職員の士気が維持・向上できるようお取り計らいをお願いします。</p>	<p>取組を評価いただいたことを受け止めつつ、いただいた御意見の内容について、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
全般	2	<p>本素案全般における「成人」の表現について 第2章4.第3次計画の評価のP.17における「成人の喫煙率」のデータと、令和4年度市民意識調査の結果を突合すると、当該「成人」は20歳以上を指しているように読み取れます。 このように本計画素案においては「成人」という表現が散見されますが、令和4年4月から成人は18歳以上となっておりますので、「成人」の定義を今一度見直し、文脈に応じて「20歳以上」など適切な表現に修正することをご検討ください。</p>	<p>成人の表現につきましては、御意見にあるとおり適切な表現に修正して参ります。</p>
全般	3	<p>はじめに： ・パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。 ・このメールを受信した場合、受信したことを速やかにご返事ください。 ・最初の3つの意見(◆)は、以前の第3次の計画案についての意見募集(2018年1月9日締切)時に提出した意見だが、実施結果に掲載されてないようなので再度意見提出する。</p>	<p>調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、わかりやすい形の公表に努めることとし、多数の意見を分類しつつ、御意見を踏まえ、できるだけ原文を掲載しております。 なお、提出された意見が何件もある場合においては、意見の概要や同じ趣旨の意見をまとめた形で公表することがあります。</p>

第1章 計画策定にあたって

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第1章	4	<p>2つの計画の施策体系を一体的に構築することはいいと思います。</p>	<p>本計画では、健康づくりプランと食育推進基本計画を一体化することで、更なる連携の強化により効果的な取組を行ってまいります。</p>
第1章	5	<p>第1章 計画策定にあたって 計画案のタイトルを拝見し、もう少し子どもたちへの「食育」に対する内容が含まれているのかと思いましたが、第1章で「子ども」の文字をほとんど見かけることがなく、「市民」を対象としているとは推測するのですが、対象者がぼやけている印象を受けました。</p>	<p>食育は乳児から高齢者まで市民全体を対象としておりますので、この表記としております。</p>
第1章	6	<p>● P.4「2 計画の位置づけ」の表の「東京都 次期プラン」は「東京都（第三次）」とすべきである。</p>	<p>「東京都 次期プラン」は「東京都健康推進プラン21（第三次）」に修正いたします。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章	7	<p>調布市在住で摂食嚥下障がいのある娘を育てている母です。基本計画について全てを読み込むことができなかったのですが「食」についてのお願いがあり、コメントをさせていただきました。</p> <p>普段からミキサー食を食べている娘と一緒に外食するハードルが高く、気兼ねなく利用することができません。調布エリアは魅力的なのに、娘と一緒に出かけるとなると準備する荷物の多さ、バリアフリーの確認、食べられるメニューがない、周りの目が気になって「食事」するまでに疲れてしまいます。</p> <p>【誰も取り残さない】を掲げるのであれば、「食」の障がいを抱えた方たちが外食できる環境に整えていただけたらますます魅力的な街になると思うのです。</p> <p>「食」の障がいは加齢と共に誰にでもおこりうる現象です。超高齢化社会となり、誰もが年を重ねても調布エリアで自分らしく交流できるようにするために整備していきませんか？</p> <p>私は「食」に特化した一般社団法人を運営しております。どのようにしたらみなさんが安心して外食を楽しむことができるのか？問題を解決できるのかを考え、ノウハウをシェアさせていただきたいです。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>▼摂食嚥下障がいのあるお子様がいるママ・パパのコミュニティー 「スナック都ろ美」 https://snack-toromi.com/</p>	<p>「食」の障害を抱えた方々が外食できる環境を整えることは大切なことと考えております。御紹介のあった活動を含め、いただいた御意見は関係部署と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
第2章	8	<p>令和5年11月27日に、厚生労働省スマートライフプロジェクトにおいて「第12回健康寿命をのばそう！アワード」の自治体部門優良賞を調布市が受賞しました。</p> <p>これは、調布市の福祉・健康政策の歴史の中でも最も栄誉ある非常に素晴らしい成果の1つであり、当該第3次計画の取組みも評価されたことに他なりません。</p> <p>そこで、「第2章4.第3次計画の評価」において、「第12回健康寿命をのばそう！アワード」の自治体部門優良賞を調布市が受賞した旨を追記し、その功績を調布市の福祉・健康政策のレガシーとして、こうした公の文書においても残してほしいです。</p>	<p>当該アワードの受賞については、市民の御理解・御協力を第一義として、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会をはじめとした関係機関の尽力によって取組に一定の評価をいただきましたが、受動喫煙対策の取組は今後も継続して注力すべきものと認識しております。御意見を受け止めつつ、本計画において市として取り組むべき課題を明確にしなが、施策を推進してまいります。</p>
第2章	9	<p>根拠となる数値の出典の統一について</p> <p>第2章4.第3次計画の評価のP.17の「成人の喫煙率」は、調布市市民意識調査の結果をもとに記載していますが、第3章基本目標1の成果指標6では、現状値の出典が「調布市市民の健康づくりに関する意識調査」となっており、一見矛盾や数値の食い違いがあるように読めます。こうした指標は統一したほうが良いため、モニタリングする指標をどちらかに寄せたほうが良いと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、現行計画と次期計画で指標を変更しております。次期計画では、中間評価等にて評価できるよう、毎年実施している調布市市民意識調査を基にした「20歳以上の喫煙率」を成果指標とすることを検討しております。</p>
第2章	10	<p>調布市の小学校が添加物の多い給食であることが不満です。</p> <p>砂糖をまぶした揚げパンが頻度高く出ていて、それをただ白米にするだけでも、子どもの健康は守れます。</p> <p>安いパンにはマーガリン、ショートニング、ファットスプレッドなどトランス脂肪酸が含まれていて発ガン性、糖尿病、うつ病、アルツハイマー、不妊、流産に関係がある物質です。</p> <p>給食無償化とまでは求めてません。</p> <p>自分の子どもの給食代は働いて稼ぎます。</p> <p>でも給食の内容は親の努力では改善できません。</p> <p>幼稚園まで添加物は一切なしで子育てしてきたのに、調布市の小学校の給食は添加物だらけですごく残念です。</p> <p>子供たちも添加物が身体に悪いことは勉強して知ります。</p> <p>調布市の給食が自分たちを大切に思ってくれての内容でないことを学んだら、大人への不信感に繋がります。</p>	<p>調布市の学校給食で扱う加工食品は無添加のものを使用しております。また、使用しているパンについては学校給食用に材料が配合されており、トランス脂肪酸による健康被害を考慮し改善を図っている製品です。いただいた御意見につきましては、関係部署で共有して伝えて参ります。</p>
第2章	11	<p>お世話になっております。</p> <p>意見ではないのですが、調布市で市民向けレクリエーション(地域レク)を提供しています。</p> <p>理念と目標の部分で我々が行うレクリエーションが何か協力できるのではないかと考えコメントでございます。</p> <p>定期的なレクリエーションの開催にてコミュニティの創出、継続する事で活躍できるリーダー的存在の排出、リーダーが各地でコミュニティを作るサイクルで地域に根付き人と人が繋がる施策ができるのではないかと考えています。</p> <p>リーダーゲッターや室内でできるボーリング(eスポーツ)などなどすぐにできるプログラムを実施してきました。</p> <p>不登校の施策につきましてもZOOMにて行うレクリエーションをコロナの最中の3年間実施してきましたのでそちらも何かお力になれば幸いです。</p> <p>ご参考になれば幸いです。</p>	<p>御意見頂いた定期的なレクリエーションの開催は、基本理念の考え方に即した方法の一つと考えています。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章	12	<p>農薬, 化学肥料, 食品添加物をなるべく使わない学校給食の展開が見られない事が残念です。それどころか, 防災備蓄品の給食への提供など, 金銭的に無駄が出ないとは言え, 食品添加物が多い備蓄品を子供たちに食べさせているのが気になりました。</p> <p>他自治体ではオーガニック給食を展開しているところもあります。調布市内でも自然栽培による野菜を育てる農家さんが出てきました。自然栽培は農薬も化学肥料も使用しておらず, スーパーの野菜よりもはるかに味が濃く, 鮮度も長持ちします。それでもって値段も安いです。そのような野菜を育てる農家さんを増やし地産地消する事で, 農家さんにもメリットが出て, 子供たちや市民の健康維持に役立てる事ができると思います。また, そのような魅力的な給食を提供できる調布市は, 子育て環境として都内で優秀と言われるのではないのでしょうか。都内でいち早くオーガニック給食を取り入れる調布市を期待します。</p> <p>がんや難病は農薬, 化学肥料, 食品添加物の使用増加と比例して増えているのではないのでしょうか。</p>	<p>食に関しては, 子どもの成長に関わることを考えております。関係部署で共有し, 今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
第2章	13	<p>自然栽培の野菜やお米を使う和食中心の給食にして欲しい。 30年ほど前から有機給食をしている武蔵野市を参考に同様の給食を目指して欲しいです。</p>	
第2章	14	<p>小中学校の給食について, 以下要望です。 マーガリンの使用をやめてほしい。 天然塩を使うようにしてほしい。 オーガニック給食になるよう少しずつでも努力してほしい。 有機野菜を少しずつでも取り入れてほしい。 味噌汁を増やしてほしい。</p> <p>栄養士さんの努力には感謝しておりますが, 献立の種類はそんなに多くなくていい。変わった味付けの献立が多くて子ども達はあまり美味しくないと言っています。 子ども達への給食献立へのアンケートを実施して献立に活かして欲しい。</p>	
第2章	15	<p>親子で, 化学物質過敏症です。 公共施設では, 無香料にして欲しい。学校の児童生徒も柔軟剤使用不可にして欲しい</p>	<p>合成洗剤や柔軟仕上げ剤, 化粧品などに含まれる合成香料によって不快感や頭痛・吐き気などの体調不良となる香害につきましては, 市民への周知啓発が重要と考えています。 今後も, 既存の媒体・資料の活用により, 困っている方への配慮に関する周知啓発に取り組むとともに, 公共施設の対応につきましては, 関係部署で共有して検討して参ります。</p>
第2章	16	<p>市立中学に子どもが通っております。給食の時間がとても短く, よく噛んで食べる時間がないこと, もっと食べたいのに時間がなくておかわりできず, 食べ残しが多いことに心を痛めています。 食育の観点からも, 5分でも良いので時間の延長をお願いしたいです。</p>	<p>給食の時間を充実させていくことは食育の観点からも重要と認識しております。給食の時間は, 配膳・喫食・片付けと時間を配分しながら各学校で実施をしているところです。引き続き各校の実態に応じて給食の時間が充実するよう学校へ依頼して参ります。</p>
第2章	17	<p>市立の小中学校の安心安全な美味しい給食に, 母親としても大変助けられております。栄養士の先生や調理師さんたちが丁寧に作ってくださっていることに感謝申し上げます。 またアレルギー対応についても細やかな配慮がなされていて安心との声がある一方で, 給食担当の方のご苦労は大きなものだと推測いたします。 そこで, アレルゲン除去という考え方から, できるだけアレルギー物質を含まないメニューの選択という考え方にシフトすることを提案させていただきます。 和食であれば小麦粉や乳製品の使用は減りますし, 食の洋風化が進んだ昨今のご家庭では, むしろ伝統的な和食, ごはん味噌汁というスタイルも少なくなってきているようです。 特に小学校では給食は食育, 授業の一環という位置づけとのことですので, 給食を通じて日本の食文化を学ぶ機会にもなるかと思えます。 アレルギー対応のひとつとして, 和食のメニューを増やすという提案, ご検討いただければと思います。</p>	<p>和食文化は, 子どもの健康と成長に深くかかわることや食育を推進する上で, 重要と考えております。また, 食物アレルギー対応におきましても, 和食は有用性があると考えます。いただいた御意見につきましては, 関係部署で共有して参ります。</p>
第2章	18	<p>学校給食を子どもたちの健康を守るために, 和食中心のメニューにして頂きたい。アレルギー対策にもなりますし, パンには脳の発達や身体に有毒なショートニングが使われているのをやめてほしい。 食材は国産でできれば地場のものや木島平の野菜やお米はできれば, 無農薬のものにして頂きたい。 調味料も無添加のものや天然塩のものなどを使ってほしい。 武蔵野市で行われているような給食を調布市でも取り入れてほしいです。</p>	

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章	19	小学生の子どもがおります。 以前、小麦アレルギーを指摘されて一時期除去食にしてもらいましたが、代用品を持たせる生活をしていると、ほぼ毎日小麦粉が使われている事を知りました。 子どもからも「学校では、普通にごはんと味噌汁とおかずみたいな食事ってほとんどないわ…」との意見を聞いています。 もし給食が和食ベースなら、どんな子どももそんなにメニューに左右されずに一緒に食べられる内容が多いのではないのでしょうか？ 自給率とか、食育とかいうならまずは和食に重きを置くところからでは？ 自国で取れたもので作られた食事。 それが一番の食育ではないかなと思います。 アレルギー対応をする職員の方の負担も格段に減ると思いますし、想定外の事故も未然に防げるかと思えます。	和食文化は、子どもの健康と成長に深くかかわることや食育を推進する上で、重要と考えております。また、食物アレルギー対応におきましても、和食は有用性があると考えます。いただいた御意見につきましては、関係部署で共有して参ります。
第2章	20	いつもありがとうございます！ 調布市民の健康の為に、グリホサートなどの農薬の散布規制をお願いしたいと思えます!! 畑にまかれた農薬や肥料の土は風によって舞い上がり、私達の体内にも必ず入ってくると思われますし、土の栄養もどんどん枯渇して、もっと化学肥料が必要になったりと悪循環になっています。グリホサートはホームセンターでも安売りしているのに、悪気なく当たり前のように使用されていると思えます!雨が降って川や海に流され、水質汚染にもつながり生態系にも影響していると聞きます。お散歩するペット達の健康にも影響していると思えます、実際にペットの病気が増えていますよね。 ガンになってからの体制は整っているかもしれませんが、がんなどの病気にならないような農業規制の対策があれば、これからはもっと明るい未来が待っているのになあと思えます。 また学校の給食もオーガニック化が進むと、オーガニック農業も活性化して、農家の方や子供達の健康、環境にも良いのになあいつも思えます。 そして、小麦粉では無く、和食中心の給食にすると給食費を安く抑えられ、調理もシンプルで食育にもなるのではと主婦目線と思えます。 小麦粉製品は市場にありふれていていつでも口に入る事から、給食では和食の方が子供達の健康に良いと思えます。オーガニックにすると手間ひまとお金がかかると思いますが、医療費を削るためにも、まずは食から見直す事が大事だと思います。 未来の子供達、地球環境を守る為に、是非宜しくお願いします! 最後までお読み下さりありがとうございました!	食を取り巻く環境は子どもの健康に深くかかわることと考えております。頂いた御意見は関係部署と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
第2章	21	昨今の学校給食は、子供のウケがいいからという理由なのか不明ですが、洋食や多国籍料理に献立が偏りすぎている気がします。 日本人には日本人の腸や体質に合った和食という、もっと現代の若者が見つめるべき食があるので、和を突き詰めたメニューを多用して頂きたいと感じます。 また、給食は大切な食育の一環であり、それはただ単に食事のマナーや栄養面にとどまらず、未来もずっと人が健康でい続けるには何が必要か？を給食を通して理解させることだと思います。 そう言った意味で、給食費は無償化にして、なおかつ少しずつでも有機食材に舵をきって行く事が大切だと強く感じます。 現代の子供たちの食を疎かにする行為は、日本の未来を捨てることに他ならないと感じます。 どうか、それを熟考して、学校給食を見直して頂きたいと思えます。 どうぞ、よろしくお願い致します。	給食が食育の一環であり、給食を通じて様々なことを学ぶ重要なことと考えます。提供するメニューや食材についての御意見は、関係部署と共有して参ります。
第2章	22	● P.8 元号のみの年月表記は分かりにくい。原則西暦表記か、少なくとも元号と併記すべき。特に、国際的な物事については。例えば、「1 社会情勢(1) SDGs」の本文 2 行目の「平成27年9月に国連本部において採択された令和12年までの国際目標です。」など	関連計画との整合性を図りながら、和暦と西暦を併記した表記への修正を検討して参ります。 例) 令和5(2023)年度
第2章	23	● P.9 7 行目「2 政策動向(1)国の動向 ア 健康日本21(第三次)の策定」 「一方で、一次予防に関連する指標の悪化」とあるが、どのような指標が悪化しているのか、具体的に例示するか、出典を付記すること。	健康日本21(第二次)の最終評価報告書に一次予防に関連する指標のうち4項目が悪化したと公表されております。本計画における記載方法については今後検討して参ります。
第2章	24	● P.9 15 行目「2 政策動向(1)国の動向 ア 健康日本21(第三次)の策定」他に、P.79「ライフコースアプローチ」の説明「胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。」では理解できない。書き換えを。たとえば、「ライフコースアプローチは、「成人における疾病の原因を胎児期、乳幼児期、およびその後の人生をどのような環境で過ごし、どのような軌跡をたどってきたのか」という要因で説明しようとする学問」である」といった説明ならある程度わかる。	厚生労働省の「健康日本 21(第三次)」を推進する上での基本方針の公表において記載されていた表記に則しています。 ライフコースアプローチ(胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり)

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章	25	● P.12～P.15「3 調布市の現状（1）人口構造～（7）主要死因」 過年（度）は現計画（第3次）の開始年（度）から、将来年（度）は、この計画案（第4次）の終了年（度）までを表示すること。目標管理の観点から。	こちらの項目では現状を示しております。図表には、現時点で発表されている数値を記載しております。目標管理と記載方法の考え方について今後の参考とさせていただきます。
第2章	26	● P.13「（2）出生数と出生率（3）合計特殊出生率」 これら2つの指標は本計画と余り関係ないので、削除すること。	（1）人口構造と関連する指標と考えています。出生率の低下により人口の高齢化が進み少子高齢化社会を迎えている現代において、疾病や介護による負担が大きな課題となります。そのため、本計画の目的である健康寿命の延伸に向けて、健康の維持・増進を目指すことが重要であることから現状を示すために出生数や出生率の記載をしております。
第2章	27	● P.15「（7）主要死因」 文章の数字と円グラフの数字が食い違っている。一例は、がん「28.0%と29.2%」。 正解に訂正して、一致させること。	当該箇所について、数値を修正いたします。
第2章	28	● P.15「（7）主要死因」 円グラフ（だけ）でなく、経年変化がわかる棒グラフを載せるべきである。	参考資料として活用している保健医療福祉データ集は、主要死因10項目を定めています。項目によっては全体に占める割合が少なく棒グラフでは変化の把握がしづらいためと考えます。現状値として最新情報の記載をしております。
第2章	29	● P.16～その他。成果指標の「目標値」を目標管理の観点から適切なものに改めること 成果指標の「目標値」として、「上げる」「下げる」「100%」「0（ゼロ）人」などとしているが、計画期間の活動や成果の管理の観点からは、ナンセンス。「詐欺まがい」のものである。「上げる」「下げる」は、基準より少しでもよくなればよいということか？また、「100%」「0（ゼロ）人」は理想ないしは究極の目標値で、達成するまで何十年も先のものであるので、令和12年度の目標にするのは不合理である。 過年度からの推移や活動の効果を勘案した妥当な数字を目標値に設定し直すべきである。	国や東京都の目標値と照合し、記載について検討いたします。
第2章	30	● P.17「20 成人の喫煙率 H28 12.2%、目標値 6.1% R4 10.8%」についてこの目標値は、「下げる」や「0%」でなく、「6.1%」としている根拠は何か？やろうと思えばできるのではないか？ なお、緩い目標値を達成して OK でなく、やや厳しめの目標に向かってチャレンジして、目標値に達しなかったが、改善したとすればそれは評価されるものである。	平成28年度に実施した調布市民の健康に関する意識調査では成人（20歳以上）の喫煙率が12.2%でした。調布市民健康づくりプラン（第3次）において、目標値を半分の6.1%としていましたが、令和4年度に実施した調布市民の健康に関する意識調査の結果は10.8%と目標を達成できませんでした。目標値を継続し、達成できるように本計画において、取組を強化し進めて参ります。
第2章	31	● P.17「21 妊娠届出書による妊娠中の喫煙者数」を H28 17 人、目標値 0 人、R4 9人ということには問題がある。 喫煙者数（だけ）でなく、喫煙率での評価にすべきである。人数だと、年度間の総数のばらつきが比較の誤差となる。	人数では、年度間の総数のばらつきが出ますが、妊婦の喫煙は胎児への影響が大きいため、喫煙率ではなく喫煙者数としています。
第2章	32	● P.16～18「健康づくりプラン（第3次）」および「食育推進基本計画（第3次）」の「達成状況」欄は、ごく一部の指標だけが「○」であるが、その他は「」（空欄）である。 ①、○×などきちんと記載すべきである。②、むしろ、未達成の指標こそ顕在化して、対応策を強めること。「見える化」でなく「隠し化・ごまかし化」のようだ。 第3次の期間に行ってきた具体的な活動と成果指標との相関関係がどの程度あるかわかるデータを載せるべきである。把握しているか？おそらく把握できてないでしょう。というより、その他の要因が何かを（も）把握する必要がある。例えば、自殺者数は、景気の影響が大きい、というように。	16ページから18ページまでは、調布市民健康づくりプラン（第3次）と調布市食育推進基本計画（第3次）の成果指標を記載しています。達成状況の表記につきましては、御意見を踏まえ記載方法について検討いたします。また、第3次期間の取組につきましては、「第2章調布市の健康・食育を取り巻く現状 4 第3次計画の評価（3）第3次計画の総括」において、記述しています。
第2章	33	● P.19 15 行目～（3）第3次計画の総括 ①「調布市民健康づくりプラン（第3次）」活動と成果の関係が具体的データで示されないまま、以下（*）のように「必要です。」 など課題を先送りする総括である。それを受けて第4次において、それらの課題を克服する活動になっているかが重要であるが、実際には相変わらず「上げる」「100%」といった目標値と相関性の薄い活動の継続になるのではないか。 （*）具体的に指摘すると以下である。 ・「健康を培う生活習慣」……取組を推進していくことが必要です。 ・「こころの健康」に関する内容では、「人口10万人に対する自殺者数（自殺死亡率）が増加……。生活環境の変化などがこころやからだの健康に影響するため、社会情勢や環境などの変化も的確に捉えながら、適切な取組みや支援を行っていくことが求められます。」 ・「家族や地域の人を、育む力」……「互いに支え合いながら健康づくりに取り組んでいくことが重要です。」 ②「調布市食育推進基本計画（第3次）」も同様である。	健康における諸課題は市民生活において継続して取り組むべきものであり、評価時点で目標値への到達や上回ることはあっても、克服はなされないものと認識しています。このことを踏まえ、第3次計画の評価を総括としてまとめて記載いたしました。

第3章 計画の基本的な考え方

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第3章	34	「基本理念」「基本目標」ともにいいと思います。	「基本理念」「基本目標」を基に市民の生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を営む上で必要となる心身機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸をはじめとした、市民の健康増進の実現を目指して参ります。
第3章	35	p.24 成果指標6 20歳以上の喫煙の割合 目標6.1%となっているが、この数字の根拠は何か？	平成28年度に実施した調布市民の健康に関する意識調査では成人(20歳以上)の喫煙率が12.2%でした。調布市民健康づくりプラン(第3次)において、目標値を半分の6.1%としていましたが、令和4年度に実施した調布市民の健康に関する意識調査の結果は10.8%と目標を達成できませんでした。目標値を継続し、達成できるよう本計画において、取組を強化し進めて参ります。
第3章	36	p.26 「地産地消の推進」のためには、保育園給食、学校給食などへの積極的な導入が必要。そのためのシステム構築も。	地産地消の推進については、現在小学校においては市内産野菜を活用しておりますが、今後、関係部署と連携し、更に取り組を進めるとともに、普及啓発して参ります。
第3章	37	● P.23「2 基本目標 ■計画全体の成果目標 1 健康寿命」 「現状値(令和3年度)男性81.64歳、女性83.10歳」の「目標(令和11年度)上げる」は、上記で指摘したように、気合か、成り行き任せの目標にすぎない。過年度からの推移や活動の効果を勘案した妥当な・あるいは意欲的で具体的な数字に設定し直すべきである。例えば、「男性83歳、女性85歳」とか、「2歳以上延ばす」など。	調布市総合計画をはじめ、健康や福祉など、様々な計画の施策を推進していくことで健康寿命の延伸を目指して参ります。御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
第3章	38	● P.25「基本目標2 健康づくりのための環境整備 ■成果指標」 「2 調布市受動喫煙防止条例を知っている者の割合」は、成果指標として余り適切でない。喫煙率(男性、女性、若年層)などを用いるべきである。条例を知っていることと非喫煙者であることの相関関係は小さいと考える。それに賛同・反論する根拠として、「全喫煙者のなかで条例を知っている喫煙者の割合」と「全非喫煙者のなかで条例を知っている非喫煙者の割合」を比較すればわかる。大差ないはず。	喫煙率については、基本目標1健康的な生活習慣の実践に向けた取組推進において成果指標としております。調布市受動喫煙防止条例は、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守るとともに受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する啓発及び教育を行うことにより、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的としており、市として主体的に喫煙者、非喫煙者問わず受動喫煙を防ぐ取組みであることから、当該条例の認識率を経年で評価することも重要であると考えております。
第3章	39	● P.27～「3 施策体系 1 健康的な生活習慣の実践に向けた取組促進 2 健康づくりのための環境整備」に含まれる施策として、 東京外環道の東つつじヶ丘の陥没地域の住民の心身の健康被害対策を追加すること この地域では、特に騒音・振動・低周波音による健康被害が発生し、また、十分でない被害補償や立退き交渉などによる精神的ストレスから、健康を害し、寿命を縮めている住民が多くなる。さらに、家屋解体や地盤補修工事による振動・騒音・低周波音等により新たな環境被害が住民を苦しめている。睡眠不足もある。 この深刻な状況について、2023年5月24日の東京外環道訴訟第19回口頭弁論において原告が意見陳述を行った(http://nongaikan.sblo.jp/article/190377832.html)。詳細情報として添付する。また、8月には孤独死も起きている。 平穏な住宅街が工事現場と化し、工事車両の通行は勿論のこと、工事業者が住宅街の生活道路を通行するだけでも住民に大きな精神的ストレスになるという。 この件について、調布市は、都市整備部外環担当は把握しているが、NEXCO東日本と情報共有はするが、福祉健康部健康推進課をはじめ、全庁的に情報共有されているか？されていないのではないかと調布市も事業者と一体になって自分たちを苦しめていると感じている住民も少なくない。 福祉健康部健康推進課は、「東京外環道の東つつじヶ丘の陥没地域の住民の心身の健康被害対策」をこの計画に組込むべきである。そして、まず第一に、住民の健康状態の実態調査を行うべきである。それをもとに調布市として住民の心身の健康面から必要な施策を行うべきである。	東京外かく環状道路工事における陥没事故地域の住民の皆様においては、大変な精神的負担が生じている状況であると認識しており、都市整備部外環担当をはじめ市としても継続的に対応しています。一方、本計画は、市民全体の健康づくり・食育の方向性を示すものとしているため、いただいた御意見は庁内で共有して参ります。

第4章 施策の展開

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	40	p.25 ～健康施策へのデジタル化の更なる活用と推進～とあるが、デジタル化の負の側面の注意喚起も必要ではないか。 →p.35 スマホの長時間使用による心身の健康への影響についての周知が必要。 p.36 特に子どものいる家庭に対しては、使い方やルールなどについて話し合うことなどを促す これは、学校教育におけるタブレットについても同様と思う。	家庭だけでなく、学校教育の場でもパソコンやタブレット端末などの使用により、スクリーンを長時間見続けることで眼精疲労、視力低下など健康への影響が考えられます。デジタルデバイスの活用は、授業の幅を広げ自己学習の促進に繋がるなど学校教育で効果的な一方で、使い方やルールを設定することは重要でありこれまでも各学校で取り組んでおります。また、児童生徒が学習や日常生活において、適切に情報及び情報機器を取り扱うための判断基準を養う情報モラル教育にも取り組んでます。御意見につきましては関係部署と共有を図って参ります。

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	41	p.31 基本施策1. 課題 30代など運動不足になりがちな働き盛り年代の人たちが参加しやすい場や機会の提供として、土・日などの休日にはこれらの人たちを優先した施設利用条件の整備も。	調布市スポーツ施設の利用については、多くの市民の方が利用できるよう世代を問わず申し込み・抽選としています。ただし、調布市総合体育館や武蔵野の森総合スポーツプラザのトレーニングルームやプールにおいては、単発での利用が可能ですので、忙しい働き世代の方でも御自身の予定に合わせて利用できます。 また、まとまった時間が確保できず運動機会が取れない方に対しては、「自宅でストレス緩和 ヨガ&ストレッチ」と題して調布市公式YouTubeチャンネルで気軽に取り組むことができる運動をご紹介します。また、調布市スポーツ協会も「自宅でできるかんたんエクササイズ」として簡単な運動を公式YouTubeチャンネルでご紹介しております。心身の健康を維持するために運動の機会は重要ですので、御意見につきましては関係部署に伝えて参ります。
第4章	42	p.33 ウォーキングマップや緑道などの情報提供を、もっとわかりやすく積極的に。	わかりやすい周知・啓発の取組に努めて参ります。
第4章	43	p.45 健(検)診受診者の減少している現状から、課題として「性別や年代を考慮した取組の改善や検討が必要」とあるが、具体的には？	女性はホルモンの影響で若い世代のがん患者が多い傾向があります。また、40歳代から60歳までのがん検診受診率が60歳以上と比較して低い状況ですが、子育てや就労の中心的な世代であり、家庭への影響も大きいことから、受診率向上に向けた取組の改善を検討して参ります。
第4章	44	p.48 総合的ながん対策の推進 p.49 課題 検診受診率が低下していることは問題と思う。がんは、早期発見、早期治療により、治る病気になってきていることをふまえ、働き盛りで未成年の子どもを持つ人々には、親の責任としても、検診を受けることを訴えてほしい。企業などに対しては、被雇用者の健康管理に責任を持つことは当然の義務として、がん検診を義務づけてほしい。また、がんが早期発見され、治療と仕事や学業との両立や緩和ケアなどの必要のある人に対しては、具体的な対応策を準備することを望みます。	がんは「初期」の段階で発見し、適切な治療を行うことで治癒が望める病気のため調布市では、国で定めた指針に基づきながらがん検診を実施しています。がん検診に関心を持ち、受診につながるよう周知や受診勧奨などにも取り組んでおります。 また、国はがん対策推進基本計画(第4期)で、職域におけるがん検診は、保険者や事業主が任意で実施しているものであり、実施されているがん検診の種類や受診者数など継続的に把握する仕組みがないことを課題に挙げています。そのため、受診率向上に向けた受診勧奨対策について、関係学会や企業等の協力を得ていく方針を示しています。 調布市としてもがん検診の目的であるがん死亡者数の減少、健康寿命の延伸のために、被雇用者が職域においてがん検診を受診できる体制を整えることは重要と考えています。引き続き、受診率向上の取組を強化して参ります。
第4章	45	p.57 ~地域のつながりの必要性や連帯感が減少している現状への対応課題として、~ひととのつながりがもたらす効果について周知するとあるが、当事者(本人)が実感できなければ効果は薄い。 →現在、多くの地区協議会で取り組まれている子ども達の登下校時の見守りや、犬の散歩を兼ねた地域の見回りなどは、社会的な貢献をしながら自身の健康増進にもつながるもので、積極的に紹介してほしい。→p.72 地域コミュニティとの連携	地域の取組については、御意見にあるとおり、関係部署と共有を図りながら、市民が健康づくりに関する情報を手軽に得ることができるよう、様々な方法を活用した情報提供を進めて参ります。
第4章	46	p.60 食について p.61 施策の方向(主な事業)市立小・中学校における食育推進事業 →p.68 学校給食における地産地消の推進を図るとあるが、すでに行われているS&A(スクールアンドアグリカルチャー)の取組を、各部署(教育委員会、健康推進課、農政課など)が連携してシステムアップすることが重要だと思います。	S&Aの取組を推進していくことは重要と考えます。関係部署と連携し共有を図ります。
第4章	47	p.66 食を通じた地域とのつながりの充実 これまでの取組 p.67 課題 →市民農園の充実が求められています。	市では、令和4年度に新たに3園の市民農園を開設したほか、令和6年度に新たに2園の市民農園開設に向けた準備を進めるなど、一定の充実が図られたと認識しています。今後も市民農園の適切な運営に努めて参ります。

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	48	<p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」における第5章「企業との連携」について(1)</p> <p>WHOタバコの規制に関する枠組み条約(以下、FCTC)は、2005年に我が国も批准していることから、憲法98条2項の規定により、公布された条約等は国内法としての効力を持ちます。</p> <p>また、SDGsの3.aにおいては「すべての国々において、FCTCの実施を適宜強化する」と規定されており、本素案P.8に「SDGsの目標達成につなげていくことを目指しています。」と記載している以上、FCTCの実施を強化していく必要があります。</p> <p>FCTC5条3項および同ガイドラインにおいては、行政に対して公共政策をタバコ産業の商業的およびその他の利害関係から保護することを求めています。これは、政策決定プロセスにタバコ産業を含めないことを意味します。</p> <p>しかしながら、調布市議会令和5年3月13日建設委員会-03月13日-01号において、環境部副参事兼生活環境担当課長から「今、JTと定期的に情報共有しているところで、JTさんからはオファーいただいているんですけど、」のご発言がありました。</p> <p>これは、環境政策課が常日頃からタバコ産業と関わりをもち、結果として「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」につながっており、FCTCやSDGsの趣旨を大きく逸脱しております。調布市が違法行為を行っていると思われてもおかしくありません。こうしたことが、タバコ産業干渉指数で我が国がワースト3と評価されていることにも繋がっています。</p> <p>https://exposetobacco.org/wp-content/uploads/GlobalTIIIndex2023.pdf</p> <p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」を着実に遂行するためには、タバコ産業や販売業者の干渉から政策を保護しなければなりません。</p> <p>したがって、調布市全庁で、JTをはじめとしたタバコ産業、タバコ屋とのかかわりを断ち、「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」に関する政策に一切干渉させないようにすべきです。</p>	<p>受動喫煙対策を推進するうえでは、市内の商業関係者にも理解や協力を求めていく必要があります。今後も、適宜適切な施策の推進に努めて参ります。</p>
第4章	49	<p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」における第5章「企業との連携」について(2)</p> <p>WHOタバコの規制に関する枠組み条約(以下、FCTC)は、2005年に我が国も批准していることから、憲法98条2項の規定により、公布された条約等は国内法としての効力を持ちます。</p> <p>また、SDGsの3.aにおいては「すべての国々において、FCTCの実施を適宜強化する」と規定されており、本素案P.8に「SDGsの目標達成につなげていくことを目指しています。」と記載している以上、FCTCの実施を強化していく必要があります。</p> <p>FCTC5条3項および同ガイドラインにおいては、行政だけではなく議員に対しても公共政策をタバコ産業の商業的およびその他の利害関係から保護することを求めています。これは、政策決定プロセスにタバコ産業を含めないことを意味します。</p> <p>しかしながら、調布市議会議員の中には、タバコ産業やタバコ販売事業者の意を受けて彼らに利益誘導をするために、タバコの消費を促進するために数千万の多額の税金を投じて受動喫煙防止の効果が低い公衆喫煙所を作ることを求めるなど、「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」の目標達成を妨害している議員が複数います。</p> <p>市議会議員のこうした言動は、あきらかな条約違反・SDGsに反するものであり、このような者たちは尤もらしい理屈を述べて特定の営利事業者のために市民の命と健康を奪おうとしているのです。(市民はもっと怒るべきです)</p> <p>調布市の市長、各行政のセクションは、これらの強い妨害と圧力に対し、毅然とした態度で跳ね除けるよう強く要望します。</p> <p>研究調査により、喫煙する議員が有権者から嫌悪感を持たれたり、政策や税金により、タバコ会社・タバコ農家・タバコ屋・喫煙者等が利益を得られるよう行動する議員が嫌悪感を持たれたりすることが明らかになっていることを、市議会議員にも伝えていく必要があります。(※1)</p> <p>また、タバコ産業やタバコ販売事業者は、商工会・商店街を通じて「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」の妨害をすべく行政に圧力をかけてくる事例が全国的に散見されており、調布市でも例に漏れずそのような行為が行われているため、影響力の大きい商工会・商店街といえど、政策への妨害に対しては毅然とした態度で接してほしいと思います。</p> <p>※1:「日本禁煙推進医師歯科医師連盟通信」第31巻第2号(2022年8月31日発行)https://notobacco.tokyo/?p=2430</p>	<p>調布市受動喫煙防止条例は、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、市としては喫煙所を設置しないことを基本的な方向として考えておりますが、今後も受動喫煙防止に向け、条例の周知と理解の促進に努めて参ります。</p>
第4章	50	<p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」における第5章「企業との連携」について(3)</p> <p>WHOタバコの規制に関する枠組み条約(以下、FCTC)は、2005年に我が国も批准していることから、憲法98条2項の規定により、公布された条約等は国内法としての効力を持ちます。</p> <p>また、SDGsの3.aにおいては「すべての国々において、FCTCの実施を適宜強化する」と規定されており、本素案P.8に「SDGsの目標達成につなげていくことを目指しています。」と記載している以上、FCTCの実施を強化していく必要があります。</p> <p>FCTC5条3項および同ガイドラインにおいては、行政だけではなく議員に対しても公共政策をタバコ産業の商業的およびその他の利害関係から保護することを求めています。これは、政策決定プロセスにタバコ産業を含めないことを意味します。</p> <p>しかしながら、これまで調布市は、「タバコ税増収対策協議会」という市税課が事務局となった協議会を設置しており、市内におけるタバコの消費を増やすべくタバコ販売事業者と連携し、当該協議会の委員を毎年表彰していました。幸い、当該協議会は解散し、令和5年5月には表彰基準が改定されタバコ税増収対策協議会関係者を表彰することはなくなったようですが、タバコ業者がタバコを長年販売したことをもって表彰することは、「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」と相反するだけでなく、FCTCやSDGsにも反するため、やめていただくようお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見を受け止めるとともに、今後も適宜適切な受動喫煙対策の推進に努めて参ります。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	51	<p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」における第5章「企業との連携」について(4)</p> <p>これらの施策の推進にあたっては、市内の大企業が協力することで、目標達成に大きく貢献することができます。たとえば、アフラックなど市内に多くの従業員を擁する企業が、社内で禁煙推進を行うことで喫煙率が減少すれば、当該企業に勤める市民の喫煙率が下がるだけでなく、企業周辺での受動喫煙も大きく減少します。そのため、調布市内の一定規模以上の企業に対し、禁煙推進を市が呼び掛け、具体的なノウハウ等の講演会を医師会等と連携して実施することを検討いただきたいと思います。</p>	<p>受動喫煙対策を推進するうえでは、市内の民間企業等にも理解や協力を求めていく必要があると考えます。今後も、適宜適切な施策の推進に努めて参ります。</p>
第4章	52	<p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」における第5章「庁内の横断的連携」について</p> <p>これらの計画の所管は福祉健康部健康推進課ですが、実施・実装・運用を主管するのは多くの場合に他の部署です。このような体制は、以下のような問題が生じます。</p> <p>(1)他の部署は自部署の業務都合を第一に考えがちで、当該計画の推進がおろそかになりがちです。たとえば、屋外における受動喫煙対策は環境政策課が所管していますが、環境美化が組織のミッションであるため、ポイ捨て防止が目的になりがちで、ポイ捨てを防ぐために灰皿(喫煙所)を設置する方向に動機づけられるなど受動喫煙対策と相反する場合があります。</p> <p>(2)他部署は、タバコ対策・受動喫煙対策・アルコール対策に関する正しい知識・観点・意識を持たないために、誤った施策を実行しがちです。たとえば最近まで、子育て政策課の委託事業である「赤ちゃんおでかけ安心まっぷ」では、受動喫煙対策が不十分な施設が複数掲載されていました。乳幼児は受動喫煙の悪影響を強く受けるだけでなく、ぜんそくや心疾患をもつお子さんは命取りになる懸念がありますが、そのような認識が子育て政策課や委託事業先に無かったために、このような問題が生じていました。また、令和5年8月末には、市内の商店街の祭りでアルコール一気飲み大会が企画され、市(産業振興課・行政経営部)がアルコール一気飲み大会を市報で広報してしまうという問題がありました。</p> <p>上記のような問題を防ぎ、他部署と効果的に連携し、当該計画に沿って他部署に実施・実装・運用をしていただくためには、まずは庁内での正しい知識の普及・啓発が必要です。</p> <p>タバコやアルコールの対策については、「売りたい側」の思惑で誤った知識が流布されています。正しい施策を行うためには、前提とした正しい知識が共通認識となっていなければなりません。</p> <p>そのため、全庁職員に対し、タバコ問題等に関し啓発活動を定期的に繰り返し行うことが必要と考えます。</p>	<p>年に複数回庁内連絡会議を開催し、他部署間で情報共有し連携を図っています。職員に対しての啓発活動としては、毎月22日の「禁煙の日」に労働安全衛生委員会から庁内イントラネットにて禁煙の呼びかけと喫煙が及ぼす悪影響(受動喫煙)について周知しています。引き続き啓発活動を継続して参ります。</p>
第4章	53	<p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」と矛盾した施策について</p> <p>調布市では、たびたび「キャッシュレス決済ポイント還元事業(調布のお店を応援しよう! キャッシュレスで最大20%戻ってくるキャンペーン)」を実施しています。タバコそのものは対象外であるものの、「喫煙目的店」が対象になっています。喫煙を目的とした施設に、税金で補助を出し調布市が利用(喫煙)を促すことは、「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」に反するものです。調布市が、喫煙目的店の利用補助につながるような施策は今後行うべきではありません。喫煙目的店は除外すべきです。</p>	<p>本事業は、複数のキャッシュレス決済サービスを活用した市内消費喚起により、コロナ禍における物価高騰の影響を受ける市内事業者を継続的に支援し、地域経済の活性化を図るとともに、市内のキャッシュレス決済の普及を目的として実施しておりました。</p> <p>事業の対象店舗については、キャッシュレス決済サービス事業者の規約に基づき、加盟された市内中小規模の店舗としておりました。今後も同様の事業を実施する際は、市民をはじめとした利用者が安心して店舗を利用することができるよう、配慮に努めて参ります。また、事業趣旨に反する場合など対象店舗の選択が必要な際は、キャッシュレス決済サービス事業者へ加盟登録状況の確認を行いつつ、対応を検討して参ります。</p>
第4章	54	<p>「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」と市営住宅について</p> <p>リモートワークの普及に伴い平日昼間も自宅にいて喫煙する者が増えたため、集合住宅における近隣の家からの受動喫煙が社会問題化しています。集合住宅における受動喫煙の問題は当事者間での解決が非常に難しいため、管理者側がルールを定めて受動喫煙を防止する必要があります。</p> <p>そのため、調布市が所管する市営住宅について、ベランダを含む共用部を禁煙とすることを検討してほしいです。まずはこれだけでも受動喫煙の機会を大きく減らすことができ、副次的に火災予防の効果もあります。</p> <p>他地域では、豊橋市のように、敷地内禁煙・全室禁煙(https://www.toyohashishieijutaku.sala.jp/list/h_30.php)という条件を設定している市営住宅もあります。今後このような市営住宅も関係部署と連携の上、検討いただきたいと思います。</p>	<p>いただいた御意見の内容については、他自治体の動向として参考とさせていただきます。</p>
第4章	55	<p>「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」と職場体験事業について</p> <p>令和5年度の中学生の職場体験事業の事業者向け募集パンフレットにおいて、「中学生職場体験事業での受動喫煙防止についてご協力をお願いします。」という資料が非常にすばらしいです。非常に先進的かつ素晴らしいということで、埼玉県行田市など他地域でも調布市を倣って同様にしている自治体ができています。(学会でもそのような発表がありました)引き続き、子どもたちが絡む事業において受動喫煙防止をお願いします。 https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1399892927797/files/touroku.pdf</p>	<p>本事業における本来の目的が果たせる範囲内において、受動喫煙防止に努めて参ります。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	56	<p>「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」と工事等について 建設業における喫煙率は非常に高く、市内で行われている建設工事・道路工事等においては、現場やその周辺で作業員が喫煙をすることで、周囲の市民が受動喫煙を強いられることが多いです。 そのため、以下2つの施策を検討ください。 (1)市が発注する工事においては、現場およびその周辺で喫煙しないことを契約に含める。違反した事業者には、支払額の減免・次回の入札においてマイナス点を付すなどのペナルティを付す。 (2)市道の工事の許可申請においては、申請者に対し、現場およびその周辺で喫煙しないことを許可の条件に含める。 (3)市と付き合いのある建設業者に対し、タバコに関する啓発・講演会等を実施する。</p>	<p>現時点で罰則の導入は困難なため、まず周知・啓発を図ります。調布市受動喫煙防止条例の推進や契約・工事発注等に関わる部署と連携し、工事・委託業務請負事業者に対して、書面やポスター・チラシ等を活用し、喫煙のルールや周囲への配慮に関する注意喚起を行って参ります。喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーンに参加いただき啓発を行っており、今後も継続していきます。</p>
第4章	57	<p>「基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進」「基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくり」と公衆喫煙所について 「イメージ」やタバコ産業・販売事業者が流布する虚偽の調査結果等をもとに、「分煙やポイ捨て防止のために」等と尤もらしい理由をあげつらって、実際にはタバコを売りたい事業者のために(あるいは自らが喫煙者であるために)、私たちの血税を用いて公衆喫煙所を造れと主張する勉強不足な方々がいます。 しかしながら、以下の理由から、税金で公衆喫煙所を作ることは望ましくなく、市民への説明責任を果たしません。 (1)路上喫煙やポイ捨てに対しては、喫煙所設置は効果が無く、過料の適用が有効であるため 喫煙所を設置しても、路上喫煙やポイ捨ては減りません。 たとえば調布駅北口周辺では、トリエ、パルコ、青木商店、セブン-イレブン調布ヶ丘1丁目店、その他パチンコ店等、すでに多くの民間の喫煙所が存在しています。 民間の喫煙所が既に散在しているにもかかわらず路上喫煙やポイ捨てが多いのであれば、それは喫煙所が近くに無いからではなく、強いニコチン依存や違法意識の欠落が引き起こしているものであるため、喫煙所を設置して解決する問題ではなく、監視・罰則等による抑止を図るべきです。 なお、各種研究や調査によれば、以下の事項が示唆されています。(※1※2) ①喫煙所を設置しても、路上喫煙者やポイ捨ては殆ど減らなかった ②3分の2の喫煙者が喫煙所を利用したくないと考え、近くに喫煙所があっても路上喫煙してしまっている(※3) ③喫煙者の多くが、過料等の罰則の適用が有効だと考えている(※3) 現在、調布市では「調布市都市美化の推進に関する条例」ではタバコのポイ捨てに2万円以下の罰金、「調布市受動喫煙防止条例」では路上喫煙禁止区域での喫煙に2000円の過料が定められていますが、これらが適用されるよう運用がなされていません。我が国も批准している「世界保健機関たばこの規制に関する枠組み条約」第8条および同ガイドラインでは、受動喫煙防止策においては罰則の適用が実効性の確保に必須であると謳っております。 喫煙所を設置しても、もともと路上喫煙やポイ捨てを行わない喫煙者のみが利用し、もともとルールを守らない喫煙者は利用しません。ルールを守らない喫煙者による条例違反を防ぐには罰則の適用による抑止が最も有効であると考えます。 ※1:P. Wesley Schultz, et al., "Littering in Context: Personal and Environmental Predictors of Littering Behavior." Environment and Behavior, Vol.45, Issue1, 35-39, 2011 ※2: Thomas Webler, Karin Jakubowski, "Attitudes, Beliefs, and Behaviors about Cigarette-Butt Littering among College-Aged Adults in the United States" International Journal of Environmental Research and Public Health, Vol.19(13), 8085, 1, July, 2022 ※3:https://notobacco.tokyo/?page_id=2267 (2)肺気腫や肺癌等、喫煙者の健康被害につながるため 日本では戦後、喫煙者が急増し、その後20年～40年経って肺気腫・肺癌が同じ割合で急増していることは周知の通りであり、公費で喫煙所を設置することは、公に「市民が喫煙によりこのような健康を害する機会を作ること」を認めることにほかなりません。タバコを吸えない環境の整備こそが「将来の社会が健全であること」につながり、ひいては未来を担う子供たちの健康を守ることになると考えます。 (3)条例や本計画と不整合が生じるため 調布市がん対策の推進に関する条例第9条において、「市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等の正しい知識の普及啓発その他の必要な取組を実施するものとする。」と定めていますが、公費で喫煙所を設置し、喫煙環境を提供することは喫煙の促進につながり「世界保健機関たばこの規制に関する枠組み条約」で謳っているタバコの消費の抑制施策に反することはもちろんのこと、当該条例の趣旨に反することになります。 また、本計画においては、喫煙率の低減に関する数値目標が定められており、喫煙環境の提供は、このプランに反することになります。 条約、条例、プランに反して税金で喫煙所を設置することは、違法な公金支出を問う住民監査請求がなされる可能性もあります。 (4)密閉型であっても周辺の受動喫煙は防げないため 喫煙所を作っても、煙を排出しなければなりません。 仮に「屋外では少なくとも25m先までタバコ煙が到達している」(産業医科大学大和浩教授による論文)という基準で考えると半径25m≒面積にして2,000平方メートルも人が行きかかないような場所は京王線各駅周辺にはなく、喫煙所から拡散するタバコ煙で受動喫煙を生じさせないで済むような場所はありません。 密閉した喫煙室であっても、相当高い煙突を用いて排煙しない限りは、周辺に有害物質を排出することになり、市民等の受動喫煙を防げず苦情も多くなります。空気清浄機では、粒子状物質を一定程度除去できても、一酸化炭素等の有害な空気は除去できません。 密閉した喫煙室および高い煙突を建設するには極めて高いコストがかかります。上述の通り路上喫煙やポイ捨てに殆ど効果の無い施設のために、高いコストをかけるくらいであれば、生活が困窮している市内事業者や市民の支援等に充てるべきです。</p>	<p>調布市受動喫煙防止条例は、全ての市民の健康を守ることを目的としていることから、市としては喫煙所を設置しないことを基本的な方向として考えておりますが、今後も受動喫煙防止に向け、条例の周知と理解の促進に努めて参ります。</p>

<p>第4章</p>	<p>(5)清掃員の受動喫煙が生じるため 喫煙所を作るということは、清掃が必要になります。 受動喫煙による肺癌リスクの増大は医学的常識になっており、中へ立ち入り清掃を行うことで、清掃員に深刻な受動喫煙(残留煙等による三次喫煙含む)を強いることになります。 これが調布市として、改正健康増進法の趣旨に適合しているか、また人道上問題が無いのか、という問題があります。</p> <p>(6)財産処分年限の制約が生じるため 都の補助金を用いて喫煙所を設置したとしても、10年の財産処分年限の制約が生じます。現在喫煙に関する社会的情勢は加速度的に変化しており、この5年でも大きく変化しています。新型コロナの感染防止のために設置したばかりの喫煙所を閉鎖したくてもできずに「一時閉鎖」の体裁をとらざるを得ない自治体も多く存在します。一度設置してしまうと、社会的情勢の変化に応じて容易に閉鎖・撤去できないことを考えると、むやみに補助金等を活用した喫煙所を設置すべきではないと考えます。 タバコ産業による灰皿等の資材提供や費用負担の申し出も同様で、契約により一定期間喫煙所を撤去できなくなります。</p> <p>(7)タバコを売って利益を得ている事業者が責任をもって受動喫煙対策・ポイ捨て対策をすべきであるため 仮に喫煙所を作る必要があったとしても、本来であれば、タバコを販売し利益を得る事業者が責任をもって、市民を害さずに販売した商品の使用場所を提供すべきであり、一定距離ごとに点在するタバコ販売事業者がタバコ産業らの支援を得て自らの敷地・店舗内に自らの資金で密閉型の喫煙所を作るべきであり、すでにコンビニなどではそのような取り組みをしています。 なお、タバコ税の活用を主張する方もいますが、厚生労働省「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」等の試算により、タバコ税による歳入よりも喫煙によって生じる社会的コストによる支出のほうが大幅に上回っていることが判明しています。この観点からも喫煙者へ禁煙を促す必要があり、喫煙環境の提供のために税金を投じる必要はありません。</p>	
<p>第4章</p>	<p>58</p> <p>厚生労働省自治体アワードおめでとうございます。 基本施策3 ・施行されている「受動喫煙防止条例」の周知を充実 ・喫煙させないための小中学校での教育 基本施策4 ・高齢社会に対応した「歯とお口の健康」として、在宅者療養者の口腔機能歯科健診を行う。 8020運動の結果20本以上自分の歯を有する方が多くいます。しかし、認知症の進行やその他の疾患で通院できない方も多くなっています。 セルフケアが 出来ない方のお口の状態は危惧されますし、口腔清掃不良は誤嚥性肺炎の原因とされています。 ・小中学校でのフッ素洗口によるう蝕予防 フッ素洗口によるう蝕抑制効果は新潟県で実証済みです。お口の健康はセルフケアによる予防が生涯にわたり最も重要です。 この時期に学校教育をさらに充実することを希望します。 ・これからも行政による市民に対するヘルスリテラシーの向上を期待します。</p>	<p>調布市受動喫煙防止条例の周知の充実については、基本目標2 健康づくりのための環境整備 基本施策2 受動喫煙の防止に向けた環境づくりにおいて、実施して参ります。 喫煙させないための小中学校での教育については、関係部署と情報を共有し、今後の取組みの参考とさせていただきます。 高齢者の口腔ケアにつきましては、高齢者に限らず、口腔ケアは大切だと認識しています。口腔ケアは日常的に行う行為のため、家族やヘルパー、訪問看護師などその方とかわることができる方も口腔ケアができるとよいと考えます。フッ素洗口に関しましては、集団で使用することはむし歯予防にも有効と考えますが、一律のフッ素の使用には様々な意見がありますので、乳幼児歯科健診等で啓発を行って参ります。口腔ケアに関しての御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>第4章</p>	<p>59</p> <p>第4章 施策の展開 調布市内の農地が急速に減少していると聞いています。子どもたち(とくに小学生)に食料の生産現場を間近で見せることの、教育効果は大きいと感じています。学童農園や、学校の授業で利用できる畑の拡充、また学校給食に地場産野菜を使う、などの事業を拡大して欲しいです。</p>	<p>市では、布田小学校及び多摩川小学校において学童農園を実施しているほか、令和3年度及び令和4年度に上ノ原小学校と第三小学校にて新たな学童農園を開設しております。学童農園については、土地所有者の意向等の課題がありますが、学校と連携し、今後の食育に関する取組の参考とさせていただきます。 なお、現在、学校給食の食材として、市内の登録農家と連携し、20種類以上の地場産野菜を使用しています。</p>
<p>第4章</p>	<p>60</p> <p>● P.38 基本施策3 たばこ・アルコール対策の推進 「■現状」に掲載されている図「喫煙経験がない人における前回調査との比較(中高生)」は、前回と何を比較した図か意味不明で全く理解できない。</p>	<p>図の説明を「喫煙経験がない人における前回調査との比較(中高生)」から「喫煙経験のない人の割合比較(中高生)」に修正いたします。</p>
<p>第4章</p>	<p>61</p> <p>● P.47「コラム マイナポータル活用してる？」をわざわざ掲載する意図は何か？ 健康づくりに関して、有用な情報は山ほどあるのに、今年の日本を騒がせたものの大問題というシステム上の欠陥に触れずに、よさそうなことだけをデジタル庁ホームページを参照して載せることは、どんなにリスクが大きいかが及ばないのか？常識を疑う。住民に対する行政機関としての信用リスクが大きい。差し控えたほうがよい。 以下の情報は参考まで。 2023年12月6日 Yahoo ニュース(西日本新聞)の、「「保険証廃止強行なら命取りになりかねない」首相どう判断？年内にマイナ総点検最終報告 世論は不安、政権内に温度差も」という見出しの記事(*)は、「マイナンバー制度のトラブルに関する総点検の最終報告が月内に公表される。(略)総点検は、専用サイト「マイナポータル」で閲覧できる医療や年金など29項目の計80情報を対象に実施。別人の情報をひも付けるなどの主なミスは、10月末時点で健康保険証8544件▽障害者手帳3063件▽公金受取口座1167件▽共済年金119件一に上る。このほか公金受取口座を家族名義で登録するケースが約14万件判明している。(略)」 (*) https://news.yahoo.co.jp/articles/0ee3ff807d2db2c5d02d7787c3c5677653f91d06</p>	<p>各コラムについては、より健康に資する内容となるよう検討いたします。</p>

第5章 計画の推進

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第5章	62	<p>● P.74「2 第4次計画の推進体制と評価」 「進行管理に当たっては、……成果指標のうち達成状況を毎年度把握できるものについては、毎年度数値の確認を行い、進捗状況を把握したうえで次年度の取組にいかしていくなど、PDCA サイクルによる効果的な運営を目指します。」とあることについて、 ① 第3次では、行ってきたか？どのように行ってきたか(担当組織など)？また、その記録はあるか？ ② 「目指します」ということは「行います」でないのか？ ③ 達成状況を毎年度把握できる成果指標はどれとどれか示すこと ④ どのように行うか(担当組織など)？その結果は公表するか？</p>	<p>第3次計画につきましては、健康推進課が実施している健(検)診及び特定健診等一部の指標について、令和2年度に調布市民健康づくりプラン推進連絡会で中間評価を行いました。公表はしておりません。第4次計画の進捗状況の評価・公表については検討して参ります。</p>

その他

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
その他	63	<p>意見 「歩道に椅子を置いて下さい」 理由 私は81歳になりました。腰痛のため、杖をついて歩いています。5分も歩くと、腰が痛くなり、椅子に座って一休みしたくなります。 椅子があるところもありますが、大体はありません。 2025年には65歳以上の人が人口の1/5になると聞きます。 調布の町でも、特に調布駅の広場では、沢山の杖をついたり、車のついた荷物を入れた椅子のようなものを押して歩いている方を見ます。 駅の近くのバス停にはベンチはありますが、他の場所ではあまり見かけません。 これから高齢者はますます多くなると考えられます。 どうか、高齢者や乳幼児のいる人のために椅子の置ける場所に数年かけて、ベンチや椅子を置いて下さい。 調布駅前の広場にあるベンチはとても重宝しています。 これを調布市の歩道にもおける場所に設置して下さい。 お願いします。</p>	<p>体力づくりや維持には、外出しやすい環境づくりは必要なことと認識しています。頂いた御意見について関係部署と共有を図ります。</p>
その他	64	<p>取組にかかわる職員の士気向上について 令和5年11月27日に、厚生労働省スマートライフプロジェクトにおいて「第12回健康寿命をのばそう！アワード」の自治体部門優良賞を調布市が受賞しました。これは、第3次計画実行において、定量的な指標・数値には直接現れづらい、多岐にわたる先進的かつ地道な取組が評価されたものです。これらの実行にあたった職員も庁内で表彰・評価し、全庁の士気を向上させ、取組の継続的改善につなげていただくよう市民として強く要望します。</p>	<p>職員の意欲向上と市民サービスの向上につながるよう、いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
その他	65	<p>その他 市民のため、健康づくり、食育プラン計画策定ありがとうございます。 コメントを提案させていただきますので、今後の参考になれば幸いです。 活動としては、人、モノ、金、方法、のそれぞれを最新なベストに維持することが大切です。 世の中は常に新しい正確な情報から判断しなければなりません。 人の面からは、組織役員の刷新、入れ替えを5年～10年で100%実施することが必要です。 同じ人を永遠にメンバーにしたり、顧問として発言権や影響力を少しでももたせたりするのはどうかと思います。 常に風通しの良い状態で少数意見を組入れ、市民に透明性の高い活動を宜しく願います。 ここ数ヶ月で、血液(赤血球や幹細胞)は腸で作られるという研究報告が出てきています。 腸は脳の次に生命に大切な部分です。 日本人の健康は、和食が基本です。 「ご飯と一汁一菜」 「まごはやさしいこ」 「発酵食品、和食の推進」 これらは腸内環境を整え、健康なカラダを維持し、医療漬けにならないようにしてくれます。 重要活動項目へいれるべきものだと考えます。 精製塩の摂取によるミネラル、ビタミン不足は都市化でより大きな問題です。これに対する対策は、天然塩や有機自然野菜を摂ることです。 塩の減塩は意味が無いことも最近の研究で明らかになってきました。いつまでも減塩管理するのは市民を健康から遠ざけています。早く舵を切り直しましょう。 寿命は、健康寿命と寿命の差を縮める数値をKPIとするべきで、それも体脂肪、できれば内臓脂肪区分で、目標数値を測るのが良いと考えます。 食を原因とした アレルギー人口の数値の削減目標 発達障害児の推移と対策、削減目標 これらの推移データの管理が必要。 子育て、 早期の離乳食(小麦、チーズなどの洋食)による弊害の防止教育 低年齢託児の増大により、食品アレルギー増加(お菓子の与えすぎ)、親からの愛情不足によるストレスと自己肯定感の不十分から自殺増加となる。 化学調味料、保存料、抗生物質、人工甘味料の多い販売チェーンの抑制管理 子供の消化器官と食の関係の教育 食べ物を育てる土づくり(発酵堆肥)から、野菜栽培、食べるモノ、食べ方(箸の使い方、姿勢、挨拶)、消化器官、ウンチの状態、土に帰るまで全てがつながっています。 それを教師、指導者への教育まで含め子供たちと一緒に学ぶのが食育です。 ガン、特に消化器官の腸のガンに関して活動メンバー全員が、マクガバンレポートを知っていることを大前提に進めるべきです。 ガンの発生は塩ではないか？という仮説で実験されたが、結果的には肉がガンの主要因であったこと。 日本は特に脂の多い肉を好むため、ガンが多発すると考えられます。 和牛の脂は人肌で溶けるほどですが、輸入肉などの脂は体温では溶けませんから、消化器官の内壁にへばりつくのは容易に想像できます。とくに早食いならなおさらです。 腸の内壁にへばりつくものは、グルテンも同じです。精製された小麦は粘性の高いグルテンになります。 ガンのエネルギー源は糖類、ショ糖、果糖、ブドウ糖です。お菓子や菓子パン、甘いケーキ、甘いパンなど、ガンを大きくしていると多くの誰もが知らない現実です。 コメも、コシヒカリは糖が多く、昔に比較的多く栽培されたササニシキはタンパク質が多い米でした。甘さが美味しいという概念を埋め込まれた近年は、甘さを求めて糖が多いコメに変わってきてしまいました。タンパク質を肉から摂るように食の流行が変わってきたようです。昔の食生活に戻していくことも念頭に置いて進める必要もあります。 昨今、ガンが減る現象も一部であるのは、糖類が人工甘味料に代わりがん細胞のエサにならなくなったのも理由だそう</p>	<p>食に関しては、健康寿命の延伸と密接な関係があり重要と考えております。関係部署と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。 学校における食育を充実させていくことで、子どもたちが食に関する正しい知識を習得し、望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けられるよう取組の充実を図ります。 また、市が実施するがん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく対策型検診として実施しています。性別や年代を考慮した取組の改善や検討が必要と考えています。がん患者の減少やがんによる死亡の減少には、一次予防が重要と考えています。一次予防は食のほか、喫煙や運動、生活リズムなど生活習慣が影響するため、施策の方向に記載してあるとおり、がん予防につながる生活習慣に関する情報提供の充実を図ります。</p>

	<p>です。 ガンはステージ0ではそのままでも消える可能性が大きいそうです。 ステージ4でも治る時代ですので、検診でモグラタキをいつまでしても良くなりません。 米国は最近ガン検診をレントゲンから内視鏡に変え大腸ガン死亡が大きく減っています。日本も早期にレントゲンを止め、定期年齢の内視鏡検診に変えるべきではないでしょうか？ また全般的に咀嚼回数と健康度は比例します。140程度の高血圧や多少の高コレステロール値との関係よりも健康との関係のほうが正比例します。 咀嚼機能も重要です。 野菜の漬物、野菜の御浸しなどは生野菜よりも噛む回数が増え、さらに食物繊維も多量に摂取できます。和食が良いと言われる理由の一つです。 肉であっても欧州に行くとしジ肉や硬い骨付き肉が普通ですので噛み切るために咀嚼回数が増えます。 有機の農薬や減農薬に惑わされないでください。 健康リスクのある農薬や化学物質で栽培された農産物は何か？との知識を持つこと。 「みどりの食料戦略」では農薬半減目標ですが、農薬の回数や量を減らしても、効果が強い新農薬に代えられているだけです。意味がないことを学習してほしいです。 先進国では禁止された、ネオニコチノイドやグリホサート除草剤のリスクの共有化をしてください。 ネオニコチノイド農薬に関しては、星信彦氏(神戸大学大学院農学研究科応用動物学講座動物分子形態学分野教授)に、 それ以外の薬物情報は、木村一黒田純子氏(環境脳神経科学情報センター ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 理事)をぜひ招きメンバーの基本情報を最新版に更新してほしい。 https://kokumin-kaigi.org/?p=10276 これらをしっかりと情報として整理し、市民へ共有化する必要があります。 羅列したコメントで申し訳ありません。 少しでも市民が健康で元気な暮らしが出来ますように願っております。 どうぞ、宜しくお願いします。</p>	
その他	<p>66 その他 国内の多くの自治体でオーガニック給食、すべてではなくても有機米や有機野菜の利用が進んでいます。 先日は世田谷区で給食に有機米が使われたとのことでした。 調布市は木島平と姉妹都市ですし、給食でも木島平のお米は子どもたちからも美味しいと好評ですので、今後は1か月に一回ではなく、少しずつでも回数を増やしていただくと嬉しく思います。 そういった取り組みによって、木島平の農家さんを応援することにもなり、より姉妹都市としての結びつきが強くなるのではないかと思います。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、関係部署で共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
その他	<p>67 その他 食育という点で、ぜひ参考、実現していただきたい学校での取り組みがあります。 それは多摩市立愛和小学校で行われている「エディブルスクールヤード」というものです。 学校内に自然の循環をコンパクトにした設備があり、それぞれの学年で学習指導要領とリンクさせた授業と実践が行われています。 給食とのタイアップもあり、食育だけでなく環境について、農業について学ぶ機会となります。 ぜひ調布でも取り入れていただきたい取り組みですので、ご検討ください。</p>	<p>学校における食育を充実させていくため、校長会等を通じて、他自治体の取組を含め好事例について学校へ紹介して参ります。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
その他	68	<p>その他 8年ほど前、給食のメニューで常に牛乳が付いてくることに疑問を持ち、子供達の健康と舌の成長を守るため、給食でのお茶の提供もしくはお茶と牛乳の選択肢制にして頂きたく、市にメールという形で意見を送らせて頂いた者です。当時、調布市教育委員会教育部学務課 保健給食係の方より「牛乳の提供については、成長期の子供たちに対して「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」を目標とする学校給食法の視点を踏まえ、文部科学省が示す学校給食摂取基準を維持するためには、牛乳・乳製品は有用な食品と考えます。また、和食文化の継承とあわせて、カルシウムの吸収率が高い牛乳を提供することは、子供たちの心身の成長に重要な役割を果たすものと考えております。」という正直ありきたりなお返事を頂きましたが、あれから8年、コロナを経て学校や健康、周囲を取り巻く環境も様変わりし、牛乳の栄養価や偏食の観点、診断書取得にかかる医療費負担、牛乳の廃棄量も多く食品ロスというSDGsの観点等から、ご近所でもある多摩市教育委員会では1年ほど前、全員一致で「学校給食の牛乳の選択制」採択されました。どうしてこれを私が住む調布市がいち早く導入出来なかったのだろうか、先を越された思いで悔しかった。というのが正直な気持ちです。</p> <p>牛乳によるカルシウムの摂取が成長に重要とのことですが、日本人の腸には、牛乳のカルシウムを吸収するために、必要なラクターゼという酵素が少ないことがわかっています。長く牛乳を飲んできた欧米人と違い、日本人には牛乳を消化することが出来ず、どんなに牛乳を飲んでも、カルシウムは分解・吸収されることなく、ほとんどがそのまま排泄されてしまっていることが判明しています。私たち日本人にはやはり「和食」が一番で、小魚、ほうれん草、小松菜、昆布、ワカメ、ひじき、切干大根、豆腐、納豆などからカルシウムを摂取するのが最も良いということになります。そのためにも、木島平のお米を中心とした和食の給食を実現して頂きたく、その際には是非、子供達には牛乳ではなくお茶で食べてもらいたいと切に願います。これらのことが、オーガニック給食への第一歩にもなるのではないかと期待しています。</p> <p>我が家の小学生は既に牛乳を飲んでいませんし、3月には牛乳を卒業しますが、未来の子供達のためにお願いしたいと思います。どうかご検討のほど、よろしくお願いたします。</p>	<p>牛乳によるカルシウム摂取の考え方や和食でのカルシウム摂取については、子どもの健康と成長に深く関わることを考えます。いただいた御意見につきましては、関係部署と共有して参ります。</p>
その他	69	<p>● 計画名に「第4次」を追加すべきである。過年度の「第3次」との連続性がわかるように。2つの計画を合体させたとしても、2つとも「第3次」の次であるので、誤解は生じない。なお、P.5の最下行の「* * * *」にはR6(2024)～R12(2030)の期間は「第4次」とあり、わかりやすい。</p>	<p>タイトル及び表紙等に「第4次」の記載をいたします。</p>
その他	70	<p>調布市民健康作り 高齢者に対する健康を考える 皆様はアクティブシニアと言う言葉をご存じでしょうか？ 現在の60代70代に関して古いイメージを持つのを改めて欲しいと思いメールしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新聞に、高齢者施設にボランティアで訪れたバンドグループが演奏の最後にリクエスト曲を尋ねると、高齢者から「ビートルズを演奏して欲しい」といわれたこと 2. テレビで紹介されたのは、昔のディスコ大会を開けば、おしゃれをした高齢男女が大勢集まったこと。 ディスコ音楽を聴くだけで若返り元気になれる、楽しい運動だと言う感想でした。 3. インベーダーゲーム、 Nintendo マリオ、ドラゴンクエスト、太鼓の達人などのゲーム世代も60代を過ぎてます。 ゲームは3世代の交流もでき、年齢を越えて楽しめる、音楽のリズムとコントローラー動作と脳の反射神経を3つ同時に働かせられるなど、まさしく遊んで認知症予防になれる典型的なものは？ <p>孤独に引きこもる男性高齢者の参加率も上がると思うし、心身ともに長く健康を維持できることで、介護保険も圧倒的に押さえられるのではないのでしょうか？</p> <p>以上の事を調布市社協の地区担当へ3年前サークルを作りたいと言っても「予算がない」で半分あきらめました(今日も電話で話しても関心無しでした) 多くの日だまりサロンを作ってお金をばらまくより、本当にやりたいと思ってる人の夢や希望を共に実現していくのが社協の役割だと思ってましたが、残念です。</p> <p>世の中、劇的に変化していくネット社会、アクティブシニアの存在に眼を向けて下さい 高齢者の健康作りに本気を感じないし、実情をみていない、時代にあってないです。高齢者のイメージを十把一絡げにしないで願います。</p> <p>最後に認知症を早期発見した長谷川式を発案した長谷川医師は、自分が高齢者になったときデイサービスを提案して制度にしたのは失敗だったといい、通わなかったと言います。</p> <p>高齢者の趣味、やる気を是非サポートして欲しいです 以上、私見を申し上げさせていただきました 皆様も、体力が衰えた高齢者になった時、最後に家庭だけの居場所になった時、初めて分かるのでは遅すぎます。 明るい老後のために、是非ご検討ください</p>	<p>高齢者の体力維持や健康づくりが重要であると認識しております。いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。関係所管と共有して参ります。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
その他	71	CD & DVD借出しが5時までののはみじかすぎと思います。困っています。	いただいた御意見の内容につきましては、関係所管と共有して参ります。
その他	72	<p>健康や福祉とは関係のないことで一言申し上げます。</p> <p>調布市深大寺へ墨田区押上(スカイツリー)から引っ越して来てから丸五年が経ちました。友人からは東の涯てから西の涯てへ何故、そんなにも遠いところへ引っ越しをしたのか随分不思議に思われました。空気と水の清らかな深大寺、附近一帯は緑に囲まれた神代植物園も有り、知る人には大変うらやましがれました。</p> <p>もう一つの理由は、日本の中でこの地調布がかつて”映画の都”だったからです。小学校から今日まで映画を趣味とし退職後になった今、映画を趣味として生きて来た充足した気持ちで一杯です。また、市立図書館に設けた”映画資料室”は大変居心地が良く日頃利用させて戴いています。</p> <p>調布に引っ越してから、北部公民館で映画のゼミナールに一度参加しましたが、がっかりしました。テーマが映画の中の技術を拾ったものを語るだけで映画に対する熱(愛)を感じなかったからです。何故、調布にこの映画の街を謳う調布に”映画サークル”映画を語り合える場が存在しないのか今日まで不思議に感じています。映画のアンケートだけが映画の街のアイデンティティなのでしょう。ここ調布に映画を愛し語る場を求める人が居ないのでしょうか。一言申し上げさせて頂きました。</p> <p>(補遺)映画資料室へ利用者の声を拾うノートを置いたらいかがでしょうか。一人位は書き込む人が居ると思います。</p>	いただいた御意見の内容につきましては、関係所管と共有して参ります。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。